



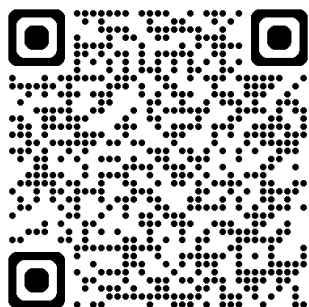
浄化槽工事業登録の手引き

茨城県土木部監理課建設業担当

目次

1	浄化槽工事事業について	2
2	浄化槽工事の「登録」と「有効期間」について	3
3	変更の届出について	5
4	廃業等の届出について	6
5	届出書類の受付方法	6

【申請書のダウンロード】



1 浄化槽工事業について

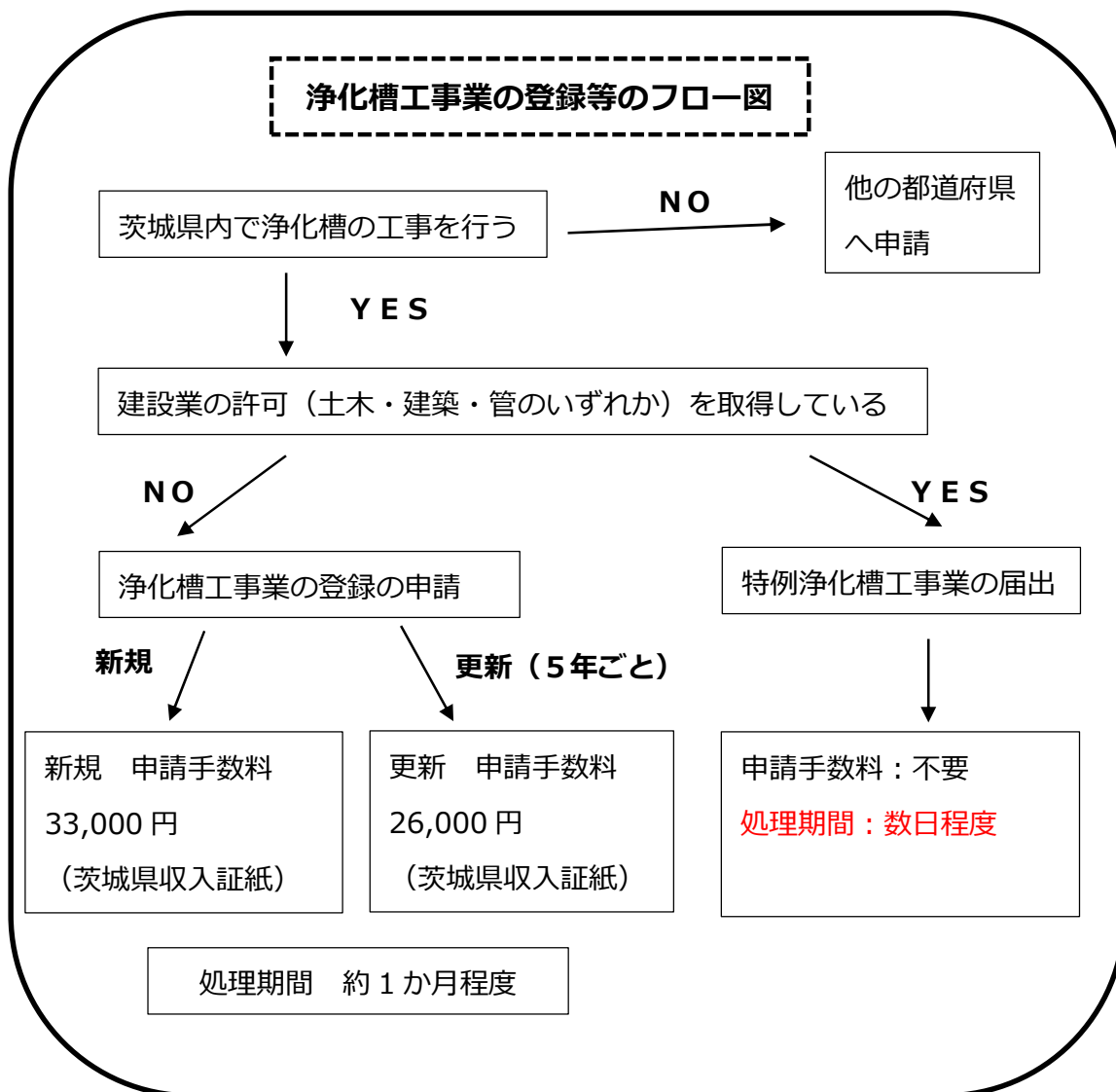
(1) 概要

浄化槽工事業を営もうとする者は、営業所の有無等にかかわらず実際にその事業を行おうとする都道府県知事に「登録」又は「届出」を行う必要があります。

建設業法に基づく「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」のいずれかの許可を有する場合は「届出」、建設業の許可を受けていない場合や「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」以外の許可しかを受けていない場合は「登録」の申請となります。

浄化槽工事業の登録等の届出手続きについて

茨城県内で浄化槽の工事を行う方については、浄化槽工事業の登録もしくは特例浄化槽の届出が必要となります。この登録・届出については、工事を行う県ごとに申請が必要となるので、県外に営業所がある業者の方や、国土交通大臣、他の都道府県知事許可の建設業者の方も対象となります。



2 浄化槽工事業の「登録」と「有効期間」について

建設業の許可を受けていない場合や、許可は受けていても「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」以外の許可しか受けていない場合は、浄化槽工事業の「登録」が必要です。登録を受けるためには、営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと等が要件とされます。

(1) 登録に必要な書類

様式 番号	書類の種類	要否		備考
		法 人	個 人	
第1号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	指定欄に収入証紙を添付
第2号	誓約書	○	○	申請者が法人であるときはその代表者、個人であるときは本人が誓約します。
第3号	浄化槽工事業登録申請者の調書	○	○	法人は役員全員、個人は本人又は法定代理人の調書
	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し	○	○	各営業所1名
第4号	浄化槽設備士の調書	○	○	
	浄化槽設備士の住民票抄本又はこれに代わる書面	○	○	原本に限る
	法人登記簿謄本	○		原本に限る
	工事業登録者の住民票抄本又はこれに代わる書面		○	

※住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。（記載のあるものは取り扱うことができませんので、ご注意ください。）

- (2) 登録申請手数料（茨城県の収入証紙又は電子納付申請により納付してください。）

新規の登録	33,000 円
更新の登録	26,000 円

※電子納付を希望する場合は、「いばらき電子申請・届出サービス」で納付手続きの申込を行ってください。

- (3) 申請書の受付方法

手引き P6 を参照

- (4) 登録の通知

登録の審査終了後、登録通知を郵送いたします。

- (5) 登録の有効期間

登録をした日の翌日から起算して5年間です。

(5年を越えて引き続き浄化槽工事業を営む場合は、有効期間の満了する日の30日前までに、「更新」の手続きが必要となります。)

- (6) 更新の登録

浄化槽工事業の登録の有効期間は、登録を受けた翌日から起算して5年後の前日をもって満了します。引き続いて浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければなりません。更新の申請は、登録の有効期間満了の日の30日前までに、更新の登録に係る申請書類を都道府県知事に提出しなければなりません。

3 変更の届出について

登録を受けた後、下記の変更事項が生じた場合には、必要な書類を添付して様式第7号による浄化槽工事業者登録事項変更届出書を変更のあった日から30日以内に登録を受けた都道府県知事に提出しなければなりません。

(1) 変更の届出（様式第7号）

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面（原本に限る）
○		名称	登記簿謄本（原本に限る）
	○	住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面（原本に限る）
○		住所	登記簿謄本（原本に限る）
○		代表者の住所	登記簿謄本（原本に限る）
	○	営業所の名称又は所在地	なし
○		営業所の名称又は所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本（原本に限る）
○		役員の氏名	登記簿謄本（原本に限る） 新たに役員となる者がある場合には誓約書（様式第2号） 及び当該役員の調書（様式第3号）
○	○	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 浄化槽設備士の調書（様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面（原本に限る）

※住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
（記載のあるものは取り扱うことができませんので、ご注意ください。）

4 廃業等の届出

下記に掲げる事項に該当するに至った場合には、下表の右欄に掲げる者は、30日以内に登録を受けた都道府県知事に書面をもってその旨を届出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

5 届出書類の受付方法

(1) 届出書の受付方法

ア 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
茨城県土木部監理課建設業担当

イ 受付方法

簡易書留郵便（「浄化槽工事業届出申請書在中」と朱書）、持参、又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請（注）

（注） 原本提出が必要な書類は、電子申請であっても別途郵送等での提出が必要

※返信用封筒（切手を貼付け、返送先の宛先を記入）の提出も必要

ウ 提出部数

登録の届出 正 1部
変更、廃業等の届出 正・副 2部

(2) 届出受理の通知

登録の届出

登録通知書を副本に受付印を押印し、返信用封筒にて返信いたします。

変更、廃業等の届出

副本に受付印を押印し、返信用封筒にて返信いたします。